

高鍋町告示第7号

令和5年第1回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月27日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和5年3月3日(金)

2 場 所 高鍋町役場議場

---

○開会日に応招した議員

日高 正則君	森崎 英明君
橋 重文君	春成 勇君
兒玉 秀人君	中村 末子君
田中 義基君	森 弘道君
加藤 秀文君	檜原 富子君
松岡 信博君	緒方 直樹君
古川 誠君	永友 良和君

---

○3月7日に応招した議員

同上

---

○3月17日に応招した議員

同上

---

○3月20日に応招した議員

同上

---

○3月22日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

令和5年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告
  - (4) 定期監査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案第4号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第6 議案第5号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議案第6号 令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第7号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第8号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第9号 情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第11 議案第10号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者の指定期間の延長について
- 日程第12 議案第11号 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型 尾鈴地区)の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止について
- 日程第13 議案第12号 高鍋町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第19 議案第18号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 令和5年度高鍋町一般会計予算
- 日程第22 議案第21号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 令和5年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 令和5年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第29 議案第28号 令和5年度高鍋町下水道事業会計予算
- 日程第30 発議第1号 高鍋町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
  - (2) 議員派遣の報告
  - (3) 例月現金出納検査結果報告
  - (4) 定期監査結果報告
  - (5) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案第4号 令和4年度高鍋町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第6 議案第5号 令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議案第6号 令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第7号 令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第8号 令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第9号 情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第11 議案第10号 高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者の指定期間の延長について
- 日程第12 議案第11号 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型 尾鈴地区)の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止について
- 日程第13 議案第12号 高鍋町職員の定年等に関する条例の一部改正について

- 日程第14 議案第13号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 令和5年度高鍋町一般会計予算
- 日程第22 議案第21号 令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 令和5年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 令和5年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 令和5年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 令和5年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第29 議案第28号 令和5年度高鍋町下水道事業会計予算
- 日程第30 発議第1号 高鍋町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

---

出席議員（14名）

1番	日高 正則君	2番	森崎 英明君
3番	橋 重文君	5番	春成 勇君
6番	兒玉 秀人君	7番	中村 末子君
8番	田中 義基君	10番	森 弘道君
11番	加藤 秀文君	12番	檜原 富子君
13番	松岡 信博君	14番	緒方 直樹君
15番	古川 誠君	16番	永友 良和君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君      事務局長補佐 井戸川 隆君  
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君      副町長 …………… 小山 圭一君  
教育長 …………… 島埜内 遵君      代表監査委員 …………… 三輪 見敏君  
農業委員会会長 …………… 坂本 弘志君  
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 野中 康弘君  
財政経営課長 …………… 飯干 雄司君      建設管理課長 …………… 吉田 聖彦君  
農業政策課長補佐 …………… 鍋倉 健仁君      農業委員会事務局長 …… 杉 英樹君  
地域政策課長 …………… 日高 茂利君  
会計管理者兼会計課長 …………… 鳥井 和昭君  
町民生活課長 …………… 鳥取 和弘君      健康保険課長 …………… 山下 美穂君  
福祉課長 …………… 杉田 将也君      税務課長 …………… 宮越 信義君  
上下水道課長 …………… 渡部 忠士君      教育総務課長 …………… 横山 英二君  
社会教育課長 …………… 岩佐 康司君

午前10時00分開会

○議長（永友 良和） すいません、お待たせしました。おはようございます。只今から令和5年第1回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○議会運営委員会委員長（日高 正則君） おはようございます。令和5年第1回高鍋町議会定例会の招集に伴いまして、去る2月28日午前10時より第3会議室におきまして、議会運営委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より日程説明のため、事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので、御報告いたします。

今回の定例会に提案されます案件は、議案第4号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）、議案第5号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、ほか3会計の補正予算、議案第9号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について、議案第10号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者の指定期間の延長について、議案第11号国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型 尾鈴地区）の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止について、議案第12号高鍋町職員の定年等に関する条例の一部改正についてなど条例の制定及び一部改正が8件、議案第20号令和5年度一般会計予算、議案第21号令和5年度高鍋町国民

健康保険特別会計予算など特別会計及び事業会計予算が8件、加えて、発議第1号高鍋町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての合計26件であります。

執行部から説明を受け、委員から議案第4号の説明資料を配付することが求められました。その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、会期については本日3月3日から3月22日までの20日間、また、一般質問は17日と20日の2日間に10名で行うこととし、議会中のマスクの着用につきましては3月13日以降、国の考え方の見直しに基づきまして、個人の判断に委ねることで、委員全員の意見の一致を見たところがあります。

以上、報告といたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（永友 良和） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、13番、松岡信博議員、14番、緒方直樹議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 諸報告

○議長（永友 良和） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は、朗読及び説明を省略いたします。

議員派遣の報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますので、これにより報告といたします。

次に、例月現金出納検査結果報告につきましては、報告書がお手元に配付してありますので、これにより報告といたします。

次に、定期監査結果報告を求めます。三輪見敏代表監査委員。

○代表監査委員（三輪 見敏君） おはようございます。地方自治法第199条第4項及び高鍋町監査委員条例第5条の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、監査委員2名を代表して監査結果を報告いたします。監査結果報告書は、皆様のお手元のほうに配付してございます。

まず、東西の小中学校の備品の管理状況の結果から御報告いたします。

監査の結果につきましては、令和5年1月12日付で、町長、町議会議長、教育長に報告書を提出しました。

まず、監査期間でございますが、令和4年12月26日と27日の2日間でございます。

次に、監査の着眼点及び実施内容でございますが、監査に当たりましては、高鍋町財務

規則に基づいた分類方法により、備品管理簿、備品整理票は整理されているか、備品の現在高は備品管理簿と一致し、正確かつ適正に管理されているかを主眼として実施いたしました。

各学校の備品点数が多いため、各学校とも事前に備品の全品確認を行っていただいた上で、抽出により監査を実施しております。

監査に当たりましては、教育総務課職員及び学校関係者立会いの下、備品管理簿、備品整理表と現物の照合をいたしました。なお、本監査は高鍋町監査基準に基づき実施いたしました。

最後に、監査結果について申し上げます。各学校とも高鍋町財務規則に基づいた分類方法により、備品管理簿、備品整理票は整理されており、備品の現在高は備品管理簿と一致し、正確かつ適正に管理されていることを認めました。

なお、図書台帳を使用する場合は、除籍に伴う台帳整備を適正に行うよう検討されることを望みます。

今回、監査の対象となりました備品の現在高は別表のとおりです。

次に、令和2年度・3年度工事請負契約事務の執行状況及び令和2年度・3年度工事等設計管理業務委託契約事務の執行状況について御報告します。

監査の結果については、令和5年2月20日付で、町長、町議会議長、教育長に報告書を提出しました。

まず、監査期間でございますが、令和5年2月1日から2月7日までの5日間でございます。

次に、監査の着眼点及び実施内容でございますが、監査に当たりましては、契約の締結は公正かつ適正に行われているか、契約の履行は的確に確保されているか、完成検査は適正に行われているかを主眼として監査を実施いたしました。また、契約事務に関する起案から完成検査、引渡しまでの関係書類の提出を求め、監査を行いました。なお、本監査は高鍋町監査基準に準拠し実施いたしました。

最後に、監査の結果について申し上げます。令和2年度・令和3年度工事請負契約事務、令和2年度・令和3年度工事等設計管理業務委託契約事務における競争見積入札につきましては、資格審査、指名審査に係る規定に基づき、公正に執行されていることを認めました。

また、随意契約につきましても法令や町財務規則に基づき執行されていることを認めました。さらに、契約事務についても関係書類は整備され、完成検査は適正に行われていることを認めました。

今回、監査の対象となった契約事務は別表のとおりでございます。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（黒木 敏之君） おはようございます。令和4年12月1日から令和5年2月

28日までの主な政務について、御報告申し上げます。

まず、九州オルレフェア・宮崎・小丸川コースについてでございますが、1月21日土曜日、木城町の比木神社から鳴野浜まで14.3キロのコースで開催されました。当日は天候にも恵まれ、コロナ禍の中、参加者を100名に限定しての開催でしたが、県外からの参加者も多く、百済王伝説ゆかりの自然豊かなコースを楽しみながら歩きました。今後も可能性のある魅力ある本コースのPR等に努めてまいりたいと考えております。

次に、高鍋町と日本郵便株式会社との包括連携協定締結式についてでございますが、1月24日火曜日、高鍋町役場において執り行いました。マイナンバーカード普及に関する広報啓発への御協力や、バス・デマンド交通の待合スペースとしての活用を御検討いただくなど、様々な連携事業に取り組み、町民の皆様が安心して暮らせる地域社会の実現や住民サービスの向上に寄与するものと考えております。

次に、上杉鷹山公NHK大河ドラマ化要望活動についてでございますが、1月31日火曜日、日本放送協会NHKにおきまして、松下新平参議院議員をはじめ、上杉鷹山公NHK大河ドラマ化高鍋町推進協議会会長の井上博功様、中川勝米沢市長、林裕二朝倉市長、宮崎県東京事務所広報観光担当課長興梶勝彦様及びその他関係者の皆様とともに要望活動を行いました。NHKからは、熊埜御堂朋子理事をはじめ、メディア総局第三センター屋敷陽太郎様、秘書室特別主管松坂千尋様、NHK宮崎放送局長小原茂様及びNHK山形放送局大泉謙様に御対応いただき、秋月藩や高鍋藩の幾多の困難を乗り越えた歴史や教えを受け継いで育ち、数々の偉業を成し遂げた上杉鷹山公を中心としたNHK大河ドラマの実現を要望いたしました。今後も更なる機運の醸成に努め、積極的に活動してまいりたいと考えております。

次に、オーガニック憲章策定ワークショップについてでございますが、2月5日日曜日、高鍋・木城有機農業推進協議会の主催で、木城町総合交流センターリバリスにおいて開催されました。有機農業に関する目標などを定める実施計画のベースとなるオーガニック憲章に、町民の意見を反映させることを目的に開催し、農家の皆様や高鍋高校、高鍋農業高校、県立農業大学の生徒など約50名が参加しました。ワークショップ形式にて開催され、参加者の皆様から様々な意見やアイデアが出されるなど、今後も有機農業の推進や持続可能なまちづくりの実現へつながる取組みの第一歩として期待しております。

次に、春季野球キャンプについてでございますが、2月4日土曜日から3月27日月曜までの約2か月間にわたり、順次キャンプインしていただいております。本年は、社会人チーム、大学3チーム及び高校1チームのキャンプを誘致することができました。歓迎式では、地元の特産品を贈呈するなどして選手、監督等を激励し、高鍋のおもてなしの心を表し、継続的に来訪していただけるよう努めております。

以上、その他の政務につきましては、お手元の政務報告書にて御確認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

### 日程第3. 町長の施政方針

○議長（永友 良和） 次に日程第3、町長の施政方針を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 2023年、新型コロナウイルス感染症は発生以来3年が経過しました。政府は、5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを、重症化リスクや感染力が高い結核や重症急性呼吸群症候群、SARSと同じ2類相当から、季節性インフルエンザと同じ入院勧告や行動制限処置を必要としない5類に移行する方針を発表しました。いよいよ、コロナ禍から再生、アフターコロナへ向けて積極的で急速な動きが始まると考えます。

2020年2月24日に始まったロシアのウクライナ侵攻以来、世界の情勢は大きく変わりました。1年を経た本年、2023年は、ウクライナを舞台に米国とロシアが対抗する構図に加え、米国と中国の対立も強まり、世界秩序は日米など民主主義国を中心とする西側陣営、中ロを中心とする強権勢力、どちらにも組みしない中立国に三極化されつつあります。ロシアの暴挙を封じるため民主主義国の多くが科した経済政策は、戦争終結に向けた重要な手段とはいえ、世界経済に大きな影響を与えました。エネルギー、資源、食料等の供給制約や、価格高騰、コロナ禍からの景気回復途上でのインフレに拍車をかける結果を招いたのです。また、米中対立による半導体サプライチェーン、供給連鎖、製造業の製品の原材料、部品の調達から販売に至るまでの一連のプロセスの再編も半導体不足を招き、主要国の景気を後退させてしまいました。今後、さらにウクライナ戦争が長期化すれば、マイナス成長とインフレが加速し、スタグフレーション、景気の後退とインフレーションが同時進行する状況や、世界同時不況に陥る可能性もあり、世界経済は予断を許さない状況です。

2023年の日本経済は、大枠ではコロナ禍が収束し、穏やかな回復の動きを続けると予想されています。しかし、世界経済のインフレ長期化や利上げに伴う景気減速、地政学要因からエネルギー供給不安、また、国内経済における円安輸入資材や燃料価格の高騰、物価上昇、強権勢力に対する国家安全保障、防衛予算の増額など懸念材料は多く、今後の日本の長期的な経済政策の指針は、長引いたデフレ経済からの脱却と同時に世界経済の中での競争力、成長力を高めるための量の拡大から質の向上を目指す新たな価値創造の方向へと舵を切る必要があります。今、日本は、長引く経済の低迷、急激な人口減少、少子高齢化の真っ只中にあり、新たな社会の構築と経済の改革が求められているのです。

その対応策として、政府は、世界の潮流、時代の趨勢である脱炭素、SDGs、ESG投資、Eはすなわち環境面と、Sは社会、ソーシャル、Gはコーポレートガバナンス、デジタルトランスフォーメーション、デジタル化による社会や生活の形、スタイルが変わること、働き方改革の推進とともに、国民一人一人が幸せで豊かで生き生きと暮らせる新たな社会を実現するため、成長と分配の好循環を目指した未来を切り開く新しい資本主義を提唱し、官民連携の取組を基本に据えて、賃上げ、価格転嫁の円滑化、人的投資の推進、

スタートアップ、先進的な技術やアイデアを強みに、ゼロから市場やビジネスモデル創出に挑戦する成長速度の速い企業やプロジェクトのことを進めます。社会的企業の推進、地域活性化の取組を推進していく方針を提言しました。

その政策の骨子は次のとおりです。

1、成長戦略。社会課題を成長のエンジンへと転換し、持続的な成長を実現させるこの考えのもと、科学技術、イノベーション、スタートアップ、グリーントランスフォーメーション、経済産業省が提唱する脱炭素社会に向けた取組みのことを言っています。デジタルトランスフォーメーションの資本分野に重点を置き、官民の投資を加速させる。

(1) 科学技術、イノベーション。社会課題を成長のエンジンへと押し上げていくために、科学技術によるイノベーションを推進し、経済の付加価値創出力を引き上げることとともに、イノベーションの担い手であるスタートアップの要請支援を行う。

(2) デジタル田園都市国家構想などによる地方活性化。新しい資本主義の主役は地方である。デジタル田園都市国家構想はデジタル技術の活用により地域の個性を生かしながら地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指す。

(3) カーボンニュートラルの実現。グリーントランスフォーメーションの実行。2030年度46%の削減。2050年度カーボンニュートラルの目標実現に向け、単にエネルギー供給構造の改革だけでなく、産業構造、国民の暮らし、地域の在り方全般にわたる経済社会の大変革に取り組む。資源、エネルギーの安定的な供給確保を大前提としつつ、官民連携のもと、クリーンエネルギー中心となる脱炭素に向けた経済社会産業構造改革、いわゆるグリーントランスフォーメーションを実行していくことで、脱炭素という課題を我が国の成長エンジンへと転換し、持続可能な社会を構築する。

(4) 経済安全保障。世界各国が戦略的物資の確保や重要技術の獲得にしのぎを削る中、我が国の経済構造の自律性の向上、技術の優位性ひいては不可欠性の確保を進め、国民の安全・安心を守り抜き、同時に新たな経済成長を実現する経済安全保障の取組みは待ったなしの課題であり、新しい資本主義の重要な柱である。経済安全保障推進会議の下、省庁横断で多岐にわたる新しい時代の課題に向き合い、我が国の経済安全保障を確立すると同時に、この分野に民間投資を呼び込み、経済成長も実現させる。

2、分配戦略。人への分配はコストではなく未来への投資である。官と民がともに役割を果たすことで、成長の実現を分配し、消費喚起することで次の成長につなげる。これこそが、持続可能な経済、そして成長と分配の好循環による新しい資本主義を実現するための要である。

(1) 所得の向上につなげる賃上げ。成長の果実を従業員に分配する。未来の投資である賃上げが原動力となり、さらなる成長につながる高循環をつくる。同時に、公的価格の引上げ、賃上げ、税制に加え、原料や原材料価格が上昇する中、中小企業等が適切に価格転嫁を行えるよう環境整備を進める。

(2) 人への投資の抜本強化。資本主義は多くの資本で成り立っているが、現在はモノ

からコトへと進む時代、付加価値の源泉は創意工夫や新しいアイデアを生み出す人的資本、人である。官民の人への投資を早期に倍増し、さらにその上を目指して企業の持続的価値創造と賃上げを両立される。

(3) 未来を担う次世代の中間層の維持。日本の未来を担う子育て若者世代に焦点を当て、世帯所得の引上げに向かって取り組む。

3、全ての人が生きがいを感じられる社会の実現。新しい資本主義を支える基盤は老若男女、障害のある方もない方も全ての人が生きがいを感じられる多様性のある社会である。全世代型社会保障の構築を進め、少子化対策子育て子ども世代への支援を強化するとともに、女性活躍、孤独、孤立対策など包括社会の実現に取り組む。

(1) 男女共同参画、女性の活躍。全ての女性が輝く令和の社会の実現に向け、女性の経済的自立、女性に対する暴力の根絶、あらゆる分野における女性の参加拡大、第5次男女共同参画基本計画の目標達成など、様々な取組みを進める。

(2) 孤独、孤立対策。孤独、孤立に苦しむ方々に寄り添い支えるため、孤独、孤立対策の重点計画に沿ってNPO等の活動をきめ細かく支援するとともに、国、自治体、NPOの連携体制を強化する。

(3) 少子化対策、子ども政策。子ども政策を社会の柱にするため、2023年4月に子ども家庭庁を創設する。また、子ども家庭庁の主導の下、縦割り行政の中で進まなかった教育や保育の現場で、性犯罪歴の証明を求める日本版DBS。子どもたちを性犯罪から守るための保育教育現場に性犯罪者を立ち入らせないようにする仕組み、制度横断、年齢横断の教育、福祉、家庭を通じた子どもデータ連携を進める。

(4) 就職氷河期世代支援。いわゆる就職氷河期世代で不本意ながら不安定な仕事に就いている方などの就労支援やひきこもり状態の方の社会参加支援に取り組む。

(5) 消費者保護。消費生活相談対応の充実や消費者教育を推進するとともに、被害の発生を予防し、救済を容易にするために必要な法制度の整備を行う。また、全国各地の消費者取引での悪質商法や不当表示を排除するとともに、消費者の被害を未然に防止するよう努める。

2023年度の日本のGDPは、かろうじて世界第3位を保っていますが、経済成長の著しいインドや4位のドイツに追い上げられ、世界経済の中での日本の存在感はますます希薄になり続けています。さらに、世界幸福度ランキングは54位と相変わらず低迷したままです。現在の日本は急激な人口減少の中で経済が減速し、国民の多くが幸せを感じるこのできない国である。しかも、その改革は遅々として進んでいないのが実情です。

1991年のバブル崩壊以来、失われた30年が過ぎてなお、ものづくり日本といわれた過去の成功体験からいまだ脱却できず、高度に情報化、デジタル化した世界の中で、日本は勢いを失い続けています。その危機感から、第2次安倍政権時代に最も重要な施策の一つとして提案されたのが、地方から国を作り変えていくこと、いわゆるローカルアベノミクスといわれた地方再生でした。世界の歴史を顧みれば、変革の歴史は常に地方から始

まっています。新しい時代を築き、世界の歴史を塗り替えてきたのは、紛れもなく地方に起こった文化や勢い、新たな価値観です。日本の歴史を振り返っても、改革の歴史は常に地方から始まっています。僅か150年前に起きた明治維新も地方の若き志士たちが立ち上がり、日本を封建主義の国から近代国家に導いた地方発の革命でした。

しかし、明治維新以降の日本は、富国強兵、経済成長、国際化、工業化、都市化という近代化の流れの中で、国力は増したものの、残念ながら、守るべき自らのアイデンティティを喪失し、いつしか人口は都市部に集中し、地方は勢いを失い、独自の個性や文化、精神性や価値観、豊かな自然環境さえも失われてしまいました。さらに、今日の高度に構築された情報社会は、地方に生きる私たちに均一化した社会制度や価値観の中へと導き、本来、地方にあったはずの歴史を改革する大義を喪失させてしまったのではないのでしょうか。真の近代化、国際化とは、実は、その国の地方独自の個性や文化に誇りを持ち、その独自の活力を守り育てることが基本であることは忘れてはならないのです。世界の潮流、国内外の情勢、経済の変化、政府の指針を受け、時代を読み、歴史を顧み、また、急激な人口減少、少子化、高齢化、縮小する経済社会に直面する現状を持続可能な社会への転換期にあると捉え、これまでの高度成長、人口増加期に培った価値観を見直し、人口減少、縮小する社会を受け入れ、経済的な豊かさとともに、個人がのびのびと自由に多様な幸福を追い求めることのできる新たな人口減少社会のデザインを描き、高鍋町の未来を構築していくために、いま一度、ビジョン、理念、達成すべき目標をより明確にしておかねばならないと考えています。

高鍋町の揺るぎないビジョン、それは、豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生です。豊かとは幸せを実感できることであり、美しいとは自然環境の美しさであり、歴史とは高鍋町の改革の歴史であり、文教とは人が育ち、人材を輩出するということです。

改革の努力を積み重ねていく風土の中で、優れた人材が育ち、若者がチャレンジできて働きがいのある雇用の場があり、高齢者が生き生きと健康に暮らせて、子育て、教育に最適な施設と福祉環境を備えた、誰もが住みたいと願う豊かで美しい城下町の再生を目指すことが、高鍋町の未来に向けた揺るぎないビジョンなのです。そのビジョンを達成するための理念、それは、農畜産業が豊かになってこそ商工業は潤い、町は元気になるという、町が発展していく上での基本的な考え方です。この理念のもと、産業振興、教育・福祉・子育て・高齢者支援、防災・住環境整備の3つをまちづくりの柱として、10項目の達成すべき目標を明確にし、高鍋町の活性化に取り組んでまいります。

10項目の達成すべき目標 1、農畜産業支援。

(1) 農畜産品の高付加価値化。1、農畜産品のブランド化。2、農畜産品の6次産業化。3、農畜産品の販売促進（地元農産品と飲食店との連携）。

(2) 積極的な補助・支援。新規就農者への積極的支援、農業用ハウス補強支援、農業機械導入支援、災害時の支援、災害に備えた収入保険への加入促進、柵瀬地区圃場整備事業の推進、国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区更新事業の推進、家畜伝染病の防疫。

(3) 農業活性化支援。1、有機農業の推進（高鍋・木城有機農業推進協議会の活動促進、高鍋・木城両町による有機JAS認定機関の活用）（みどりの食料システム戦略、有機の里づくり）。2、スマート農業の推進（株式会社エイムネクスト社が町内に構築したLPWAネットワークの活用）（スマート農業の実装実験への取り組み支援）。3、高鍋農業高校、県立農業大学校との連携。4、農業後継者、新規就農者の育成支援。5、地域おこし協力隊制度の積極的な活用。6、JA児湯との連携推進。

## 2、商工業支援。

(1) 商工業・地場産業支援。1、中小零細商工業、商店街の支援。2、地場産業の支援。(3) 地場産品開発、販売促進支援。4、ふるさと納税制度の推進（創意工夫による地場産品づくりの支援）。

(2) 商店街・まちづくりの活性化。1、まちづくり会社株式会社マチツクルとの連携強化。2、空き店舗対策の推進。3、町家・古民家再生の支援（官民連携事業の推進）。

(3) 商工業の活性化。1、スマート商工業の推進（デジタル化、LPWAネットワークを活用した商工業のスマート化の推進）。2、コワーキングスペース事業の支援、推進。餃子フェスなど商工業イベント開催の支援。4、後継者の育成支援。5、地域おこし協力隊制度の積極的な活用。6、商工会議所との連携推進。

## 3、企業誘致・雇用促進。

(1) 起業家養成・新産業創出。1、積極的な企業誘致活動の推進。2、誘致企業との意見交換。3、企業の求める人材の育成（職能教育）。4、起業家の養成支援。

## 4、観光促進。

(1) 観光資源を生かした観光推進。1、SNSを利用した観光情報発信（ホームページの充実、ユーチューブ、フェイスブック、ラインの活用）。2、飲食業の振興支援。3、九州オルレ「宮崎・小丸川コース」の整備広報支援。4、高鍋駅舎周辺及び蚊口海浜公園の整備推進（駅舎、駅前ロータリー、海浜公園キャンプ場、民間遊休施設）（駅舎の耐震、バリアフリー化、賑わい創出の推進）。5、歴史を生かした景観づくり（高鍋城址公園、城堀、秋月墓地、持田古墳群など）。6、町民・古民家再生により街並みの再生の推進（石井記念友愛社、マチツクル、高鍋町、官民連携による街並みの再生）。7、観光協会との連携。8、高鍋城灯籠まつりの支援）。

(2) 観光資源開発。1、NHK大河ドラマ化推進協議会によりNHKへの陳情活動の推進（米沢市・朝倉市・串間市などとの連携）。2、高鍋大師花守山の整備推進。3、観光イベントの推進。4、観光ボランティアガイドの養成支援。

## 5、高齢者、子育て、福祉の充実。

高鍋町社会福祉協議会との連携推進。1、総合相談支援センター「架け橋」の充実支援。2、こゆ青年後見支援センターの充実支援。3、まちなかコラボ、子どもや高齢者の居場所づくりの推進。4、子ども食堂の支援。

(2) 福祉・医療の充実支援。1、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の継続。

2、スマートウェルネスシティ（健幸都市）づくりの推進。3、健幸アンバサダーの養成推進。4、高校生までの医療費無償化の推進。5、高校生までのインフルエンザ予防接種無償化の推進。6、65歳以上のインフルエンザ予防接種無償化の推進。7、福祉ボランティア活動の推進。

(3) 子育て支援。1、教育・保育施設の環境整備の推進。2、安心して子育てのできる切れ目ない支援体制の充実。3、放課後児童クラブの支援。4、子どもの貧困対策の推進。

(4) 高齢者支援。LPWAネットワークを活用した高齢者見守りの推進。2、高齢者の生きがい、活動の場の確保（生き生きとした暮らしの支援）。3、高齢者クラブの支援。4、シルバー人材センターの支援。5、高齢者の居場所づくりの推進。

(5) 障害者支援。1、たか鍋まごころサポーターの養成。2、障害者支援センターの支援。3、障害者が生き生きと暮らせるための支援。

6、教育支援・教育のまちの再生。

(1) 教育の充実支援。1、外国語、小学校体育等の工夫改善。2、特別支援教育の充実推進。3、教育のデジタル化の推進。4、学校施設環境改善の推進。5、キャリア教育、ふるさと教育の推進。6、スクールソーシャルワーカーによる支援。

(2) 「文教の町」再生支援。1、ふるさと教育「明倫堂の教え」の推進。2、児湯学友団コンソーシアム協議会の推進。3、町内県立高校の支援。

7、社会教育の推進。

(1) 社会教育施設の整備充実。柿原政一郎記念高鍋図書館リノベーションの推進。スポーツ施設の整備・改修。3、指定管理者制度の導入。4、施設のネーミングライツの推進。5、高鍋町歴史総合資料館の改革充実。

(2) 地域、スポーツ、文化活動支援。1、公民館活動の支援。2、スポーツ・文化活動の支援。3、美術館の充実。

(3) 歴史を生かしたまちづくりの推進。歴史シンポジウムの開催。嚶鳴フォーラムへの参加。全国藩校サミットへの参加。4、高鍋の昔話の再生。5、高鍋神楽の無形民俗文化財国指定への推進。6、伝統芸能の継承支援。7、旧鈴木馬左也別邸の再生の推進。8、石井十次顕彰会の活動支援。9、古墳を守る会の活動支援。10、官民連携による石井十次生家の整備・活用促進。

8、防災・環境整備・美しい高鍋づくり。

(1) 防災の推進。1、災害危険箇所の防災対策の推進。2、宮越樋管の排水機場完成に伴う周辺土地利用条例の整備。3、町内の河川水路の浚渫推進。4、防災訓練の実施。5、LPWAネットワークを活用した防災管理の推進。6、消防団活動の支援。

(2) 住環境整備の推進。1、竹鳩橋架け替えの推進（過去の経緯や問題点の認識と早期事業着手に向けた活動の推進）（町独自での橋の建て替え等も視野に入れる）。2、ゼロカーボンシティの推進。3、SDGsの推進（SDGs未来都市を目指す）（副町長を

リーダーとしたSDGsワーキンググループの活動推進)。4、デジタル化、スマートシティの推進(デジタル田園都市国家構想の推進)(LPWAネットワークを活用したスマートシティの推進)。5、道路等未整備インフラの整備。6、空き家・空き地対策の推進。持続可能な公共交通体系の再構築。

(3)美しい高鍋の景観づくりの推進。景観条例等の充実及び施策の展開。2、街路樹、美しい街並み、景観美化の推進。3、公園の美化整備。4、コンパクトで美しい機能性に優れたまちづくりの推進。5、町木「タカナベカイドウ」の植樹育成支援。

9、人口増加・移住・定住支援。

(1)移住・定住の推進。1、「定住のススメ」の作成。2、高鍋町の魅力情報発信の推進。3、空き家バンクの利活用推進。4、地域おこし協力隊制度の活用と人材確保の推進。5、移住定住支援策の拡充。

10、役場の活性化の推進。

(1)町民の声を町政に生かすための取り組み。1、ホームページ、広報たかなべ等情報発信の充実。2、町民の意見を聞く機会の充実。3、業務のデジタル化(スマート行政)の推進。

(2)職員教育の推進。1、綱紀粛正の徹底。2、人材育成、職員研修の推進。3、年度方針、各課の年度目標の設定と共有化の推進。4、プロジェクトチーム(職員自主研究グループ)活動の推進(課を超えた連携チームで自ら自立したテーマに取り組む)。5、笑顔、挨拶、掃除で職場文化づくりの推進。6、町長表彰制度の充実。

以上、短期、中期、長期での達成すべき目標を明確にし、さらにSDGs未来都市、デジタル田園都市国家構想、まちづくり会社株式会社マチツクルの機能の充実と官民連携の強化の取り組みを推進し、やるべきことを迅速に、的確、確実に推し進めてまいります。

「兵を形すの極は無形に至る」孫子の兵法に習い、形式にとらわれず時代事流を読み、町民の皆様の御意見をお聞きし、臨機応変に態勢を整え、時代の変化に的確に対応しながら歴史と文教の城下町の再生に取り組んでまいります。

本年もなお一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、私の施政への所信といたします。

---

#### 日程第4. 会期の決定

○議長(永友 良和) 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり本日から3月22日までの20日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(永友 良和) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月22日までの20日間に決定いたしました。

---

日程第5. 議案第4号

日程第6. 議案第5号

日程第7. 議案第6号

日程第8. 議案第7号

日程第9. 議案第8号

○議長（永友 良和） 日程第5、議案第4号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）から日程第9、議案第8号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）まで、以上5件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第4号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）から議案第8号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）までを、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第4号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ6,221万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ105億5,412万6,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、主に令和4年度の事業費確定等に伴い予算の調整を行うものでございます。

補正の内容についてでございますが、歳出の主なものにつきましては12月に行いましたキャッシュレスポイント還元事業の実績により、委託料を追加するもの、土地開発基金を活用して購入した役場南側の土地について、その取得費用を一般会計から土地開発基金に繰り出すものでございます。

歳入の主なものにつきましては教育寄附金として120万円、まち・ひと・しごと創生寄附金として20万円を受け入れるための増額するもの、農林水産業費県補助金において農地利用最適化交付金の活動実績分の追加交付があったため、増額するものでございます。

併せまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業ほか14件の繰越明許費を追加し、中学校施設環境改善交付金事業ほか14件の地方債を追加、変更及び廃止しようとするものでございます。

次に、議案第5号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ6,106万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億9,360万6,000円とするものでございます。補正の主な内容といたしましては、歳出では実績見込みに伴う総務費、保険給付費及び保険事業費の減額で、歳入では繰越金、諸収入の増額及び県支出金、繰入金の減額でございます。

次に、議案第6号令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ820万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,973万7,000円とするものでございます。補正の主な内容といたしましては、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の減額及び諸支出金の増額で、歳入では繰入金の減額及び諸収入の増額でございます。

次に、議案第7号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ319万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4,246万8,000円とするものでございます。補正の主な内容といたしましては、歳出では下水道使用料の調定件数の増加に伴う下水道使用料徴収事務委託の増のほか、高鍋浄化センターの修繕工事及び汚水管の布設工事における予算残により、修繕料及び工事請負費を減額するものでございます。歳入では、財源調整のための一般会計繰入金の減額でございます。

併せまして、高鍋浄化センターの修繕工事に伴う繰越明供費の設定を行うものでございます。

次に、議案第8号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ2万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億4,969万4,000とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳出では保険給付費、保健福祉事業費の予算調整及び基金積立金の増額で、歳入では財産収入の増額でございます。

以上、5件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） 続いて担当課長の説明なんですが、ここでしばらく休憩いたします。  
11時10分より再開いたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 議案第4号令和4年度高鍋町一般会計補正予算（第10号）について、詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定または確定見込みに伴う歳入歳出の調整並びに財源調整を行うものが多数となっております。

それでは、補正の内容の主なものについて、歳出から御説明申し上げます。

32、33ページを御覧ください。

款議会費、項議会費でございます。議会費につきましては、全て減額の補正でございますが、主な理由は新型コロナウイルス感染症の影響で、行政調査、行事等が中止になったことによるものでございます。

次に、総務費、総務管理費でございます。まず、一般管理費についてでございます。弁護委託料につきましては、令和3年から4年にかけて提起されました訴訟3件の判決が確定したことに伴い、弁護委託料が確定したことによるものでございます。

34、35ページ、財産管理費についてでございます。基金管理費のふるさとづくり基金、地域づくり基金積立金につきましては、1月に教育寄附金100万円をいただきましたので、来年度、小・中学校4校の図書を購入するため、今年度は一旦基金に積むものでございます。子育て支援基金積立金は、九州防衛局の再編関連訓練移転等交付金を原資に増額するものでございます。ほかの基金につきましては、利子を基金に積むものでございます。土地開発基金繰出金につきましては、土地開発基金を活用して取得した、役場南側の土地の取得費用を土地開発基金に返済するものでございます。

次に、38、39ページ、諸費の負担金補助及び交付金、地方バス路線維持費補助金についてでございます。こちらの補助金につきましては、廃止代替バス3路線4系統、ほか4路線のバス路線維持に対する補助金でございます。

次に、総務費、戸籍住民基本台帳費でございます。戸籍住民基本台帳費の時間外勤務手当についてでございますが、この時間外勤務手当につきましては、マイナンバーカード関連事務のための窓口延長などに伴い、時間外勤務手当を増額するものでございます。

40、41ページから、46、47ページの総務費、選挙費でございますが、今年度執行されました参議院議員選挙、県知事選挙、町議会議員選挙の各選挙について、事業費の確定により減額するものでございます。

次に、46、47ページから、50、51ページ、民生費、社会福祉費でございます。48、49ページの障害福祉費、障害児通所支援事業費についてでございますが、今年度の利用見込みに基づき増額するものでございます。

次に、50、51ページから、52、53ページ、民生費、児童福祉費でございます。児童措置費の新型コロナウイルス感染症対策費についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業補助金は、放課後児童クラブの利用自粛に伴う、各児童クラブの利用料返還の見込み額を、また、保育所等給食費負担軽減補助金は、県からの補助単価が月額250円から300円に引き上げられたことに伴い、必要となる額を増額するものでございます。

52、53ページ、母子福祉費の子ども医療費助成についてでございますが、今年度の決算見込みに基づき増額するものでございます。

次に、52、53ページから56、57ページ、衛生費、保健衛生費でございます。54、55ページ、予防費の予防接種事業費、健康管理システム改修委託につきましては、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種において、現行の2価、4価に加え、9価のワ

クチンが4月から定期接種に追加されることに伴い、システムの改修を行うものでございます。

次に、56、57ページ、衛生費、清掃費でございます。塵芥処理費の西都児湯環境整備事務組合負担金につきましては、組合の補正予算で各市町村の負担金が増額されたことに伴うものでございます。お配りしました資料には、各市町と書いておりますけれども、各市町村の誤りでございます。西米良村におきましては、ごみ処理のみ、こちらの環境整備事務組合で共同処理をしているものでございます。

次に、58、59ページから60、61ページ、農林水産業費、農業費でございます。農業委員会費の交付金事業、農業委員、農地利用最適化推進委員報酬につきましては、農地利用最適化交付金の活動実績分において追加交付があったため、増額するものでございます。

次に60、61ページ、農林水産業費、林業費でございます。林業総務費、鳥獣行政事務費の負担金補助及び交付金、野生鳥獣被害防止・捕獲支援補助金につきましては、野生鳥獣による農作物の被害防止のために捕獲することに対する補助金でございますが、イノシシ、シカ、タヌキ、アナグマなど、今年度は約290頭の捕獲を見込んでいるため、捕獲支援補助金を増額するものでございます。林業総務費、森林整備意向調査準備委託につきましては、執行残の減額でございます。森林環境譲与税基金積立金につきましては、森林整備意向調査準備委託及び森林経営管理意向調査委託にかかった費用を、財源となる森林環境譲与税から差し引いた285万3,000円を森林環境譲与税基金に積み立てるものでございます。

次に、60、61ページから62、63ページ、款商工費、項商工費でございます。62、63ページ、商工業振興費の新型コロナウイルス感染症対策費、キャッシュレスポイント還元事業委託につきましては、12月に行いました事業の実績に基づき増額するもの、観光コンテンツ専用サイト構築事業委託につきましては、執行残を減額するものでございます。観光費の海水浴場駐輪場解体撤去工事につきましては、使用されております建材にアスベストが含まれている可能性があるため、工事費を増額するものでございます。

次に、62、63ページから64、65ページ、土木費、土木管理費でございます。64、65ページ、土木総務費の建築物耐震改修等事業補助金につきましては、耐震診断については、5件分の予算に対し実績は2件、耐震設計改修については3件分の予算に対し実績は0件でしたので、減額しているものでございます。土木費、道路橋梁費についてでございます。道路新設改良費の町単道路改良費、立木補償につきましては、電柱移転補償の執行残でございます。

次に、64、65ページから66、67ページ、土木費、河川費でございます。66、67ページ、河川総務費の水門操作委託につきましては、出水時人件費等の増額によるものでございます。

次に、68、69ページ、款消防費、項消防費でございます。非常備消防費の費用弁償

につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、大会、部長幹部研修等の消防行事が中止となったことに伴う減額でございます。消防施設費の東児湯消防組合負担金につきましては、今年度分の普通交付税の基準財政需要額等が確定したことによる減額でございます。

次に、70、71ページ、教育費、教育総務費から76、77ページ、教育費、中学校費までの会計年度任用職員報酬及び職員手当等は、学校等の会計年度任用職員に係る報酬及び期末手当の実績見込みに伴う減額でございます。

74、75ページ、教育費、中学校費、西中学校費の工事請負費、教育環境改善工事につきましては、西中学校第2棟のトイレ改修工事を令和5年度予算で行う予定にしておりましたが、国の補正予算により前倒しで行うものでございます。

80、81ページ、教育費、社会教育費、文化振興費の全国大会等出場奨励金につきましては、高鍋町にございます太鼓のグループ、舞鶴一座秋月鼓童が日本太鼓ジュニアコンクール九州大会において最優秀賞並びに文部科学大臣賞を受賞し、3月19日に金沢市で行われる全国大会へ出場することとなりましたので、奨励金を計上するものでございます。

82、83ページ、災害復旧費、文教施設災害復旧費、公立学校施設災害復旧費、教育施設災害復旧費の修繕料営繕240万円の減額につきましては、昨年9月に中学校給食共同調理場及び西小学校給食室の空調設備が落雷により故障したため修繕を行ったところでございますが、詳細な調査の結果、落雷の影響を受けておらずそのまま使える部分もあったため、その部分を減額するものでございます。体育施設災害復旧費、体育施設災害復旧費の修繕料営繕140万円の減額につきましては、入札執行残の減額でございます。

84、85ページ、款公債費、項公債費についてでございます。公債費につきましては、実績により減額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

予算書の16、17ページを御覧ください。

地方譲与税、森林環境譲与税から、款地方交付税、項地方交付税までにつきましては、交付額の確定により計上するものでございます。その中で、地方特例交付金につきましては、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するため、住宅借入金等特別税額控除見込額を基礎として算定されているものでございます。地方交付税、普通交付税につきましては、経済対策の事業及び経済対策に併せた独自の地域活性化策等の円滑な実施に必要な経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として、臨時経済対策費を創設し、再算定が行われたことによって増額となったものでございます。

16、17ページから18、19ページの使用料及び手数料。使用料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により施設の利用が減少したため減額するものでございます。

18、19ページの国庫支出金、国庫補助金から24、25ページの県支出金、県委託

金までにつきましては、歳出で計上しております事業確定見込み額に基づき、それぞれの事業における補助率等のルールにより算定しているものでございます。財産収入、財産運用収入でございますが、それぞれの基金の利子を計上しております。財産収入、財産売却収入でございますが、木城町川原地区にあります国有林の分収造林地に係る立木の売却収入を計上しております。

続きまして、款寄附金、項寄附金についてでございますが、これも見込み額により計上しております。教育寄附金の20万円につきましては、図書館の古文書管理に今年度活用していただくものでございまして、小中学校寄附金100万円につきましては、先ほど歳出のところで御説明申し上げましたとおり、今年度基金に積み、翌年度において活用させていただきますものでございます。繰入金、基金繰入金につきましては、充当事業の財源調整を行うものでございます。

28、29ページからの諸収入、雑入、28、29ページから30、31ページの款町債、項町債につきましては、事業費の確定見込みによる増額でございます。併せまして6ページでございますが、衛生費、保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業、ほか14件の繰越明許費の追加、8ページから10、11ページにかけて、中学校施設環境改善交付金事業、ほか14事業の地方債について追加、変更及び廃止をするものでございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（永友 良和） 健康保険課長。

○健康保険課長（山下 美穂君） 健康保険課関係部分について、詳細説明を申し上げます。

まず、議案第5号令和4年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明申し上げます。補正予算書の10、11ページをお開きください。

総務費、総務管理費、一般管理費につきましては、本年3月から使用を開始しました市町村事務処理標準システムの保守業務委託料及びシステム利用料の本年度支払いが不要となりましたため、減額とするものでございます。次に、保険給付費、高額療養費、一般被保険者高額療養費及び出産育児諸費、出産育児一時金につきましては、本年度実績見込みからそれぞれ減額とするものでございます。保険事業費、保険事業費、保険衛生普及費につきましては、第三者行為求償事務手数料に対し、本年度実績に鑑み、不足が見込まれますことから増額とするものでございます。

12、13ページをお開きください。疾病予防費及び特定健康審査等事業費、特定健康診査等事業費につきましては、各種検診、特定健診の受診者が見込みより少なかったことから減額とするものでございます。諸支出金、償還金及び還付加算金、保険給付費等交付金、償還金につきましては、令和3年度の事業費確定に伴う県補助金の返還です。

続きまして歳入でございます。6、7ページをお開きください。

県支出金、県補助金、保険給付費等交付金につきましては、歳出の一般被保険者高額療

養費の減額に対応するものです。次に、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金などの相当額が確定したこと、その他事業実績見込みに伴うものでございます。

8、9ページをお開きください。繰入金、基金繰入金、国民健康保険基金繰入金は、標準システムの導入に伴い、基金にて一時的に財源措置をしておりましたが、全額、令和4年度特別調整交付金による交付が決定しましたため、減額とするものです。次に、繰越金、繰越金、その他繰越金につきましては、令和3年度からの繰越金を計上するものです。諸収入、雑入、一般被保険者第三者納付金につきましては、本年度実績に鑑み不足が見込まれることから、特定健康審査等負担金は、過年度実績確定に伴うことから、いずれも増額するものでございます。

続きまして、議案第6号令和4年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を申し上げます。

歳出から御説明を申し上げます。補正予算書8、9ページをお開きください。

後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険基盤安定負担金、共通経費負担金、療養給付費負担金につきましては、後期高齢者医療広域連合の運営に係る負担金が確定したため、減額または増額するものでございます。次に、保険事業費、健康保持増進事業費、健康診査費につきましては、健康診査委託の実績見込みに伴い、不足が見込まれるため増額するものでございます。次に、諸支出金、繰出金、一般会計繰出金につきましては、令和3年度療養給付費負担金が確定したことにより、広域連合から返還され、それを一般会計へ繰り出すものでございます。

続きまして歳入でございます。6、7ページをお開きください。

繰入金、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金、共通経費負担繰入金、療養給付費負担繰入金は、いずれも歳出額に合わせて、一般会計からの繰り入れ金を減額または増額するものでございます。諸収入、受託事業収入の後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、令和3年度療養給付費負担金確定により、広域連合から返還されるものでございます。

最後に、議案第8号令和4年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、詳細説明申し上げます。

歳出から申し上げます。補正予算8、9ページをお開きください。保険給付費、介護サービス等諸費、施設介護サービス給付費は、支給実績に伴う減額、居宅介護住宅改修費は、支給実績に基づく見込み分の増額でございます。同じく、保険給付費の介護予防サービス等諸費、介護予防サービス給付費も、支給実績に伴う見込み分の増額となります。保健福祉事業費、一般介護予防事業費、一般介護予防事業費は、支給実績に伴います調整です。

10、11ページをお開きください。基金積立金、基金積立金、介護給付費準備基金積立金は、準備基金の積立金利子を積立てるものでございます。

続きまして歳入でございます。6、7ページをお開きください。財産収入、財産運用収

入、利子及び配当金は、介護給付費準備基金積立利子の確定に伴い増額とするものでございます。

以上で、健康保険課関連部分の説明を終わります。

○議長（永友 良和） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡部 忠士君） それでは、議案第7号令和4年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、詳細を御説明させていただきます。

今回の補正は、委託料の増額、修繕料及び工事請負費の執行額の確定に伴います減額でございます。併せまして、財源調整のための一般会計繰入金の減額でございます。また、高鍋浄化センターの修繕工事に係る繰越明許費の設定でございます。

まず、歳出から御説明いたします。お手元の予算書10ページ、11ページをお開きください。款土木費、項都市計画費、目総務費でございます。節の委託料でございますが、下水道使用料の調定件数の増加に伴います下水道使用料徴収事務委託につきまして30万8,000円の増。節の需用費の修繕料が執行額の確定に伴いまして100万円の減。節役務費の不明水調査手数料が50万円の減となっております。こちらは、污水管への雨水等の流入元を調査すべく、予算計上をしておりましたところでございますけれども、雨水流入を調査できるだけの降雨期間と降水量が得られなかったということから実施できませんでしたものですから、そのことで減額をしたものでございます。工事請負費につきましては、執行額の確定に伴いまして200万円を減額するものでございます。歳出につきましては、合計で319万2,000円の減額となります。

続きまして、歳入について御説明いたします。予算書は8ページ、9ページをお開きください。歳出額の確定によりまして、繰入金として歳入計上をしております一般会計繰入金につきまして319万2,000円を減額するものでございます。

次に、繰越明許費の設定でございます。予算書は4ページをお開きください。高鍋浄化センターに設置しておりますUPS、無停電電源装置の交換につきまして、当初予算におきまして264万円を計上しておりましたけれども、そのUPSの構成部品であります半導体の世界的供給不足から、当該製品につきまして生産遅延が生じておりまして、年度内の納品が極めて難しいということになりましたことから、繰越しの手続を行うものでございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

---

日程第10. 議案第9号

日程第11. 議案第10号

日程第12. 議案第11号

日程第13. 議案第12号

日程第14. 議案第13号

日程第15. 議案第14号

日程第16. 議案第15号

日程第17. 議案第16号

日程第18. 議案第17号

日程第19. 議案第18号

日程第20. 議案第19号

日程第21. 議案第20号

日程第22. 議案第21号

日程第23. 議案第22号

日程第24. 議案第23号

日程第25. 議案第24号

日程第26. 議案第25号

日程第27. 議案第26号

日程第28. 議案第27号

日程第29. 議案第28号

○議長（永友 良和） 日程第10、議案第9号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてから日程第29、議案第28号令和5年度高鍋町下水道事業会計予算まで、以上20件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 議案第9号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてから議案第28号令和5年度高鍋町下水道事業会計予算までを、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第9号情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてでございますが、本案につきましては、現在1市5町1村2一部事務組合で共同設置しております。西都児湯情報公開・個人情報保護審査会に、西都児湯環境整備事務組合、高鍋・木城衛生組合及び川南都農衛生組合を加えるとともに規約を変更することについて、関係団体と協議するため、地方自治法第252条の7第3項において、準用する同法第252条2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第10号高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設の指定管理者の指定期間の延長についてですが、本案については、現行の令和2年4月1日から令和5年3月31日までの指定期間を1年間延長し、令和6年3月31日までとするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第11号国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型 尾鈴地区）の事務の委託の廃止に伴う規約の廃止についてでございますが、本案につきましては、国営造成施設管理体制整備促進事業が令和4年度をもって終了することに伴い、国営造成施設

設管理体制整備促進事業（管理体制整備型 尾鈴地区）の事務の委託に関する規約を廃止することについて、川南町と協議をするため、地方自治法第252条の14第3項において、準用する同法第252条2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第12号高鍋町職員の定年等に関する条例の一部改正について及び議案第13号の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、令和3年の地方公務員法の改正により、定年年齢の上げをはじめ、一定の年齢に達した職員の身分、給与上の処遇等に関し新たな制度が導入されることに伴い、関係する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、本案については、令和4年の人事院勧告に準じて本町の会計年度任用職員の給料月額を改定するため、条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第16号高鍋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、国の特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、懲戒権に関する規定を削除するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第17号高鍋町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の主な内容は、議案第16号と同様、懲戒権に関する規定の削除のほか、安全計画をはじめとする児童の安全確保に関する事項などの規定を追加するものでございます。

次に、議案第18号高鍋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の主な内容は、安全計画をはじめとする児童の安全確保に関する事項などの規定を追加するものでございます。

次に、議案第19号高鍋町美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますが、本案につきましては、博物館法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。なお、本改正に伴う高鍋町美術館の設置目的については、特に変更はございません。

次に、議案第20号令和5年度高鍋町一般会計予算についてでございますが、昨年6月に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太の方針にお

きましては、新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵攻と我が国を取り巻く環境変化及び輸入資源価格の高騰、人口減少、少子高齢化、災害の頻発化、激甚化等の国内における構造的課題など、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている中、持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進し、危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期すとされており、経済あつての財政であり、経済をしっかり立て直す、そして財政健全化に向けて取り組む旨が明記されております。高鍋町に目を向けますと、県内で初めて新型コロナウイルス感染症への感染が確認されて3年を経過した今も、感染の波が繰り返し押し寄せてくる状況が続いております。町の財政状況におきましても、社会保障関係費の伸び、公共施設の大規模改修工事などにより厳しい状況が続いており、今後、小中学校、総合運動公園、野球場などの施設の老朽化対策のための費用が、町財政にとってますます大きな負担となることが懸念されています。このような状況におきまして、施政方針の中で申し上げましたが、高鍋町の揺るぎないビジョン、豊かで美しい歴史と文教の城下町の再生を達成するため、農畜産業が豊かになってこそ商工業はうるおい、町は元気になるという理念の下、本年も産業振興、教育・福祉・子育て・高齢者支援、防災・住環境整備の3つをまちづくりの柱として、10項目の達成すべき目標を明確にし、高鍋町の未来を構築するための予算を編成したところでございます。

令和5年度一般会計予算は、高校を卒業する年齢までの子どもたちの医療費を無償化するなど、優先して実施すべき事業に集中して予算を編成し、予算総額は歳入歳出それぞれ106億4,500万円、令和4年度当初予算と比較すると6.5%の増でございます。

それでは、概要につきまして、歳入から御説明申し上げます。

町税についてでございますが、町民税、固定資産税において、前年度より増収を見込んでおります。地方譲与税から地方交付税までにつきましては、令和4年度決算見込み及び総務省が取りまとめました令和5年度地方財政対策をもとに算定しております。なお、臨時財政対策債につきましては、総務省の地方債計画において44.1%の減とされているため、大幅な減を見込んでおります。国県支出金につきましては、計画しております事業に活用できる国・県の制度に基づき、算定しております。寄附金についてでございますが、ふるさと納税による寄附を15億円計上しております。繰入金及び町債につきましては、計画しております事業の内容により、有効活用できる地方債の種類、償還額に対する交付税措置の有無、起債残高の見通し、財政の健全性等をそれぞれの事業ごとに総合的に判断し、公共施設等整備基金、ふるさとづくり基金等からの繰入れ及び地方債の活用を選択し、計上したところでございます。

続きまして、歳出につきまして特徴的なものを御説明申し上げます。総務費におきまして、県議会議員選挙に要する経費、民生費におきまして、就学前教育、保育施設整備補助金及びデイサービスセンター用途変更改修に要する経費。土木費におきまして、防衛施設周辺道路改修等事業、町道茂広毛平付・高岡線の道路改良工事に要する経費。教育費におきまして、高鍋東小学校第1棟防音機能復旧・空調換気工事及び高鍋西中学校浄化槽改修

工事に要する経費などを計上しております。

以上が令和5年度予算の概要でございますが、今後も義務的経費でございます扶助費、公債費の負担は避けられず、厳しい財政運営を強いられる状況は続いていくものと推測されます。限られた財源の中で、予算の充填化、効率化を図りながら、行政運営に努めてまいる所存でございます。

次に、議案第21号令和5年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ26億105万9,000円となり、前年度当初予算と比較すると1.6%の減でございます。

予算の主なものとしては、歳入では国民健康保険税、県支出金及び繰入金でございます。歳出では、保険給付費、国民健康保険事業費納付金及び保健事業費でございます。

次に、議案第22号令和5年度高鍋町後期高齢者医療費特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ5億6,213万9,000円となり、前年度当初予算と比較すると5.1%の増でございます。

予算の主なものとしては、歳入では保険料、繰入金及び諸収入でございます。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金及び保健事業費でございます。

次に、議案第23号令和5年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ1,043万4,000円となり、前年度当初予算と比較すると2%の減でございます。

予算の内容は、高鍋町、新富町、木城町の介護認定審査に要する経費で、予算の主なものとしては、歳入では新富町、木城町の負担金及び介護保険特別会計繰入金でございます。歳出では、委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第24号令和5年度高鍋町介護保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ19億7,972万5,000円となり、前年度当初予算と比較すると1.4%の増でございます。

予算の主なものとしたしましては、歳入では、保険料、国県支出金、支払基金交付金及び繰入金でございます。歳出では、保険給付費及び地域支援事業費でございます。

次に、議案第25号令和5年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ1,930万3,000円となり、前年度当初予算と比較すると10.9%の増でございます。

予算の主なものとしたしましては、歳入では、使用料及び基金繰入金でございます。歳出では、メーター検針等を行う会計年度任用職員報酬、一ツ瀬地区の国営施設使用料及び負担金でございます。

次に、議案第26号令和5年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ23万5,000円となり、前年度当初予算と比較すると45.5%の減でございます。

予算の内容は、同委員会の審査をはじめとした審査会の運営に要する経費であり、予算

の主なものといいたしましては、歳入では構成市町村からの負担金、一般会計繰入金及び繰越金でございます。歳出では、委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第27号令和5年度高鍋町水道事業会計予算についてでございますが、給水戸数9,232戸、年間総配水量232万3,000立方メートルを予定しての予算編成でございます。その結果、収益的収支は収入総額5億5,035万1,000円、支出総額5億538万2,000円でございます。

収入の主なものは給水収益で、支出の主なものは動力費、修繕費、企業債利息、減価償却費等でございます。また、資本的収支は収入総額1億3,000円、支出総額3億6,728万1,000円で、支出の主なものは企業債償還金、建設改良費等であり、収入が支出に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

次に、議案第28号令和5年度高鍋町下水道事業会計予算についてでございますが、地方公営企業法の財務規定の適用に伴い、同法施行令に基づく新たな形式によるものとなっております。業務の予定量としましては、下水道接続戸数3,545戸、年間総処理水量75万3,960立方メートルを予定しての予算編成でございます。その結果、収益的収支は収入総額3億5,569万1,000円、支出総額3億5,351万7,000円でございます。

収入の主なものは、下水道使用料、他会計補助金及び長期前受金戻入で、支出の主なものは、減価償却費、委託料及び企業債利息等でございます。また、資本的収支は収入総額1億159万8,000円、支出総額1億9,535万7,000円で、収入の主なものは他会計負担金及び企業債で、支出の主なものは企業債償還金及び処理場建設改良費でございます。資本的収入が資本的支出に対して不足する額については、引き継ぎ現金及び損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

以上、20件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午後0時00分休憩

.....

午後0時00分再開

○議長（永友 良和） ここでしばらく休憩いたします。午後1時10分より再開いたします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

.....

日程第30. 発議第1号

○議長（永友 良和） 日程第30、発議第1号高鍋町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。15番、古川誠議員。

○15番（古川 誠君） 発議第1号高鍋町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者は、高鍋町議会議員古川誠、賛成者は同じく、日高正則、森崎英明、橋重文、春成勇、兒玉秀人、中村末子、田中義基、森弘道、加藤秀文、樫原富子、松岡信博及び緒方直樹です。

それでは、提案理由を申し上げます。本案は、個人情報保護法の一部改正に伴い、同法の適用範囲より地方議会が除外されたことから、執行機関との整合性を図るため、本議会においても独自に必要な事項を条例で定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を起立によって採決します。本件は、原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員と認めます。したがって、発議第1号高鍋町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会いたします。

なお、この後、議員の皆様は1時20分より、第3会議室におきまして議員協議会を行いますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

午後1時13分散会

---